

## 第4回機械式立体駐車場の安全対策検討委員会 議事要旨

開催日時： 平成26年3月13日（木）15:00～17:00

開催場所： 中央合同庁舎3号館6階 国土交通省 都市局 局議室

議題1. 関係業界へのヒアリング結果（報告）

議題2. 機械式立体駐車場の安全対策のあり方について

☆事務局より、以下の資料について説明。

「資料1 関係業界ヒアリング結果（概要）」

「資料2 機械式立体駐車場の安全対策のあり方について 報告書（案）」

「資料3 機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン（案）」

### 【委員からの主なご意見】

#### （報告書への記載について）

- 本報告書及びガイドラインは、とりわけ重大な人身事故に主眼を置いたものであることを明確にする必要がある。
- 機械式立体駐車場の機種選定にあたっては、製造者は、設置場所の気象条件や利用者の特性を考慮した上で、設置者に対して適切な機種を助言することが望まれる。
- 法制度の見直しにおいては、駐車場法だけでなく、安全性を高める観点で関係する法律を含めた検討が必要である。また、機械式立体駐車場の事故情報の収集・分析を行うための調査権限についても検討する必要がある。
- 機械式立体駐車場の総点検により、どのように安全対策を進めるのか、対策の優先順位や駐車場規模に応じた段階的な対策の考え方について検討する必要がある。

#### （今後について）

- 駐車場法は、都市施設としての駐車場の「整備」を目的としているが、既に一定量が確保されていることや、むしろ住宅・商業施設等での機械式立体駐車場の設置がはるかに多くなってきた現状に鑑みれば、今後は、維持管理や安全などを含めて、国や地方公共団体が果たすべき新たな役割について議論すべき局面にあると考えられる。
- 「多重安全」という概念には、冗長系に対して、主体（機械、人、制度）の多重性という深い意味を持っているので、この「多重安全」という言葉が普及することを期待している。